

平成29年度 社会福祉法人東静会 事業報告

法人施設の状況報告

平成29年4月1日から開所した「のぎくホーム」は暫定定員を免れた。児童相談所からの緊急一時保護が大きな一因であることは間違いない。年度当初の施設運営は利用者が母子生活支援施設で生活することが初めてで、対応する職員も殆どが未経験者であり、不安定要素が多かった。しかし、1年が経過すると施設全体が落ちついてきた。

年度途中で主管課長から他の施設の経営の提案があったが法人が積極的に検討するまでには至っていない。しかし、適当な施設の運営依頼があった時には検討していきたい。

法人事業報告

① 評議員選任・解任委員会の設置

社会福祉法の改正により、評議員を理事会で選任することができなくなった。評議員が特定の関係者に偏ることがないように、中立的な外部者が選任・解任委員会に参加することとした。平成29年3月24日に開催した評議員選任解任委員会で評議員9名を選任した。

② 法の改正により、理事と評議員の兼務が禁止された

6月1日の評議員会で理事6名、監事3名を選出した。

③ 定款変更

のぎくホームの建物が基本財産として承認され、それまでの基本財産1,000万円を基本財産から削除することになり、平成29年9月1日付で変更した。

④ 外部監査の実施

法改正では「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人を活用することが望ましい」されています。

当法人では4月11日に河俣公認会計士と監査契約を締結し、会計監査を実施した。

監査実施日は5月9日、7月19日、10月18日、1月17日の計4回であり、決算検査は1日を費やした。

⑤ 監事監査の実施

社会福祉法第40条、定款第19条に基づき、監事監査実施規程を作成し、監事監査を実施した。

実施日は5月19日、9月8日、12月15日の計3回実施し、指摘された問題点はなかった。

⑥ 啓蒙活動

4月に神奈川県全市、5月に静岡県・愛知県全市へ11月に東京23区へパンフレットを送付した。